

民間の中高層集合住宅を対象とした各戸 検針・各戸徴収サービスのご案内



京都市上下水道局では、民間の中高層集合住宅を対象とした各戸検針・各戸徴収サービスを実施しております。本サービスにより、物件オーナー等には水道メーターの検針や集金等の手間が省け、入居者には、口座振替制による口座割引の適用や「京都市上下水道局アプリ」といった本市のサービスを受けていただくことができます。

なお、本サービスの適用には事前相談後、申請が必要となりますので下記の内容をご確認のうえ、ご検討ください。

各戸検針・各戸徴収サービスとは？

上下水道局が貸与する水道メーター（※）を集合住宅の各戸に設置していただき、一戸建て住宅と同様に上下水道局が**開閉栓**、**水道メーター検針**、**水道料金等の徴収**まで行うサービスです。

※「貸付メーター」といい、別途貸付料が必要となります。

お客さまのメリット

「物件オーナー等にとってのメリット」

- 水道メーター検針や集金等の手間が省けます。
- 計量法の定めに基づく水道メーターの定期交換を上下水道局が行いますので、水道メーター管理の負担が軽減されます。

「入居者にとってのメリット」

- 検針時に「水道使用水量のお知らせ」を投函しますので、ご使用水量やご請求予定額などが明確に分かります。
- 口座振替制による口座割引の適用や「京都市上下水道局アプリ」といった本市のサービスを受けていただけます。



京都市上下水道局マスコットキャラクター
ホテルの澄都(すみと)くん

主な適用条件

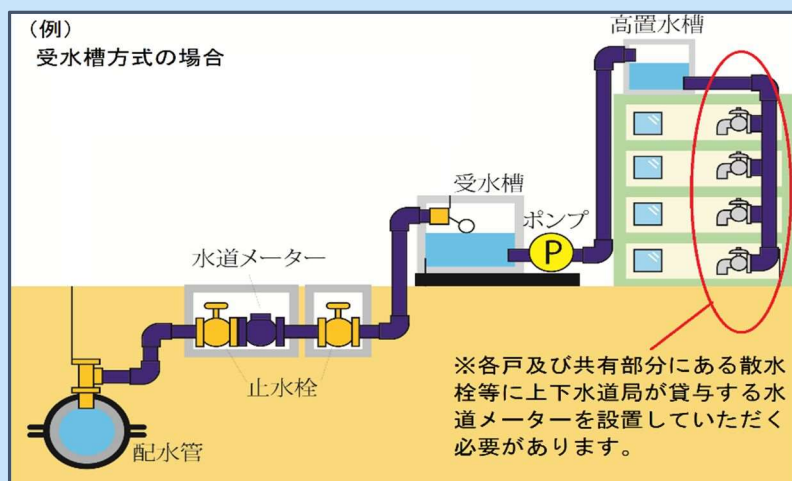
- (1) 3階建以上の集合住宅で、物件オーナー等により適正な運営管理が行われていること。
- (2) 給水設備等の構造、材質及び維持管理方法等が、上下水道局の定める基準に適合していること。
- (3) 各戸検針・各戸徴収サービスの実施について、入居者の同意があること。
- (4) 各戸及び共有部分にある散水栓等に上下水道局が貸与する水道メーターを設置すること。

サービス開始までの流れ

- ・ 事前相談（申請手続等：営業所，工事関係：給水工事課）
- ・ 給水装置（給水設備）等の工事の設計
- ・ 申請書の提出（貸付メーター設置予定日の3ヶ月前迄）
- ・ 給水装置等の工事のしゅん工検査
- ・ 貸付メーター設置
- ・ 各戸検針・各戸徴収サービスの開始

事前相談はお早めに!!

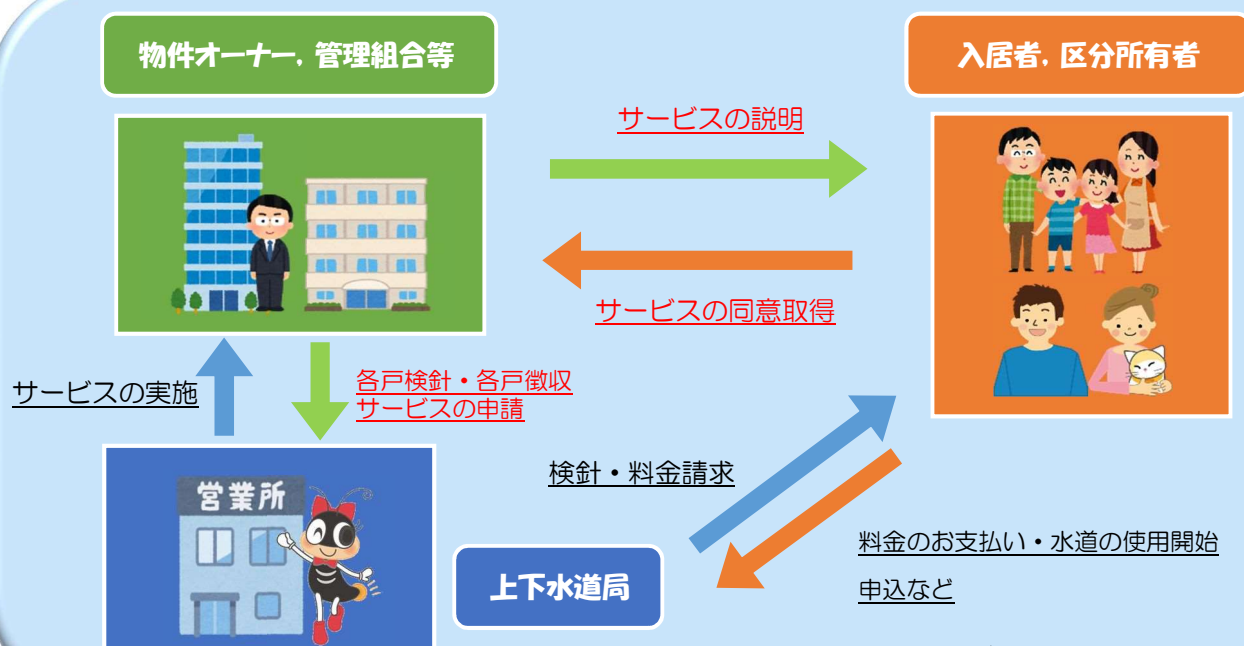
※朱書箇所は物件オーナー等でご対応いただきます。



申請は、貸付メーター
設置予定日の3ヶ月前迄
に必ず提出してね!!

京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ホテルのひかりちゃん

サービス実施時のイメージ図



※朱書箇所は物件オーナー、管理組合等でご対応いただきます。

サービス適用に当たっての重要事項

各戸検針・各戸徴収サービスの適用に当たり、以下の事項について遵守いただく必要があります。

- 1 本サービスを適用する民間の中高層集合住宅については、申請者又は管理責任者により適切に管理されていること（要綱第3条第1号）。
- 2 本サービスの実施について、次に掲げる者から同意を得ること（要綱第3条第5号）。
 - (1) 分譲マンションにあっては、区分所有者及び賃借人
 - (2) 賃貸マンションにあっては、賃借人
- 3 入口が施錠式の場合は、上下水道局の業務（メーター点検、開閉栓、給水停止、検定満了メーター取替え等）に支障が生じないよう措置できること（要綱第3条第8号）。
- 4 貸付メーターの設置場所は施錠しないこと（要綱第3条第9号）。
- 5 貸付メーターを善管注意義務をもって保管し、亡失又はき損したときは速やかに管理者に届け出るとともに、賠償金を納入すること（要綱第7条第3項）。
- 6 入居者等に本サービスの内容及び遵守事項を周知徹底し、問題が生じたときは責任をもって解決すること（要綱第8条第1項）。
- 7 入居者等に対し、入居する集合住宅が本サービスの適用を受けていることについて、次に掲げる書面において明記すること。（要綱第8条第2項）
 - (1) 分譲マンションにあっては、区分所有者との売買契約書又は重要事項説明書
 - (2) 賃貸マンションにあっては、賃借人との賃貸借契約書又は重要事項説明書
- 8 分譲マンションにおいて区分所有者が当該区分所有者の所有する物件を貸し付ける場合、当該貸付を行う区分所有者に対して、当該区分所有者と賃借人との賃貸借契約書又は重要事項説明書に明記するよう指示しなければならない。（要綱第8条第3項）
- 9 申請者に変更があったときは、変更前の申請者は変更後の申請者に対し、この要綱及び関係規定の履行を承認させ、変更後の申請者は新たに申請書類を管理者に届け出ること（要綱第9条第3項）。
- 10 対象集合住宅の所有権又は給水設備に変更を生じたときは、直ちに管理者に届け出ること（要綱第9条第4項）。
- 11 入居者等に係る料金等の納入については、原則として口座振替制又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付制（クレジットカード払い）とすることを入居者等に対して指導すること（要綱第10条第2項）。
- 12 入居者等が料金等を納入せず、管理者が当該料金等の徴収が不可能であると判断した場合、管理者は申請者に対して当該料金等を請求することができる。申請者が管理者から当該請求を受けた場合、申請者は管理者が指定した期限までに当該料金等を納入すること（要綱第12条第4項）。
- 13 入居者等に対して、滞納情報が上下水道局と申請者との間で共有される場合があることについて、予め周知し、同意を得ておくこと（要綱第12条第5項）。
- 14 管理者が行う料金等の滞納者に対する督促等について協力すること（要綱第13条第1項）。
- 15 管理者が要求した場合には、入居者等に関する居所、連絡先等に関する情報を速やかに提供すること（要綱第13条第2項）。
- 16 入居者等に対して、連絡先等情報が上下水道局に提供される場合があることについて、予め周知し、同意を得ておくこと（要綱第13条第3項）。
- 17 申請者が水道法、条例、同条例施行規程、要綱その他関係法令を遵守すること（要綱第15条第1項）。

申請の前に必ず確認してください。



申請について

【受付窓口】 マンション所在地の管轄営業所

【申請者】 物件オーナー、管理組合等の代表者、新築マンションの建築又は分譲事業主

問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、
お問い合わせください。



申請手続・サービス内容について

営業所・住所	担当区域	電話番号・FAX
■ 東部営業所 山科区栂辻西浦町 1-11	東山区，山科区，伏見区の醍醐支所管内 (醍醐，石田，小栗栖，日野)	☎ 075-592-3058 ☎ 075-501-1746
■ 北部営業所 左京区高野竹屋町 4-1	北区，上京区，中京区，左京区	☎ 075-722-7700 ☎ 075-722-7704
■ 西部営業所 右京区太秦安井一町田町 14	右京区，西京区	☎ 075-841-9184 ☎ 075-801-9629
■ 西部営業所 京北分室 右京区京北周山町上寺田 1-1	右京区京北出張所管内	☎ 075-852-1820 ☎ 075-852-1833
■ 南部営業所 伏見区鷹匠町 33	下京区，南区， 伏見区（醍醐支所管内を除く）	☎ 075-605-2011 ☎ 075-605-1370

給水装置工事について

給水工事課	担当区域	電話番号・FAX
■ 北部給水工事課 右京区太秦安井一町田町 14	工事第1係 左京区，北区， 上京区の一部（一条通以北）	☎ 075-841-3126 ☎ 075-841-9253
	工事第2係 右京区，西京区，中京区， 上京区の一部（一条通以南）	☎ 075-841-3127 ☎ 075-841-9252
■ 南部給水工事課 南区上鳥羽 鉾立町 11-3	工事第1係 下京区，南区，山科区， 伏見区（醍醐支所管内）	☎ 075-672-3507 ☎ 075-682-3952
	工事第2係 東山区，西京区外畑地区 伏見区（醍醐支所管内を除く）	☎ 075-672-3511 ☎ 075-682-3953

【営業時間】 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休みです。）

ホームページは

京都市上下水道局 |

検索

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

京都市上下水道局

